

第4章 計画の基本的な考え方



1 基本目標と方針

本計画では、「みたか高齢者憲章」の理念を実現するための基本目標と基本目標を実現するための5つの基本方針を定めます。

(1) 基本目標

今後、高齢化が進んでいく中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を継続していくために、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組みます。

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体（医療機関、介護保険サービス事業所、ボランティア団体、市民団体、NPO法人、地域の企業等）が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支え合い、助け合い、頼り合える地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指します。

～基本目標～

地域共生社会の実現

～高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で、
安心して年齢を重ねることができるよう、
地域の住民や多様な主体が参画し、
互いに支え合い、助け合い、頼り合えるまち～

(2) 基本方針

本計画の基本目標である地域共生社会の実現に向けて、第七期計画も継承した次の5つの基本方針を定めます。

基本方針1 高齢者がいきいきと過ごすための、社会参加の促進

基本方針2 安心して高齢期生活を送るためのサービスや活動の充実

基本方針3 支え合い、助け合い、頼り合える、誰にでも優しい地域共生社会の実現

基本方針4 認知症の理解に基づいた、差別や排除のない地域文化の醸成

基本方針5 介護保険制度の円滑な運用と十分なサービスを提供するための人財の確保

(1) 高齢者がいきいきと過ごすための、社会参加の促進

高齢化が進展する中、高齢者が人生に生きがいを持って過ごしていくためには、就労や地域活動等の社会参加を促進し、孤立化の防止と地域社会とのつながりを持ち続けることが重要です。

団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者が増加する中、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かし、地域における様々な分野で、就労や地域活動等、多様な社会活動に参画する機会を確保するなど、生きがいをもって暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

また、潜在的な社会活動参加希望者の掘り起こしを進め、地域社会との多様なつながりを構築するとともに、高齢者がいきいきと人生を送ることができるよう、就労機会の創出や生きがい活動など高齢者の社会参加を促進します。

計画の体系「2 社会参加の促進」へ

主要な取組

◇ 高齢者就業支援事業の推進（計画体系2 - (1) - ①）

健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、シルバー人材センターやわくわくサポート三鷹と連携して、就業の場の開拓や情報提供を行い、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充に努めます。

◇ 生きがい活動の支援・充実（計画体系2 - (2) - ①）

地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者が培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体とのマッチング推進事業の充実を図り、生きがい活動に対する支援を推進します。

◇ 地域福祉の担い手としての活動支援（計画体系2 - (3) - ①）

地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア、認知症サポーター等の担い手の養成や、地域で活躍している方との連携強化を行うなど、高齢者が地域における福祉活動の担い手として活躍できる場を拡充していきます。

(2) 安心して高齢期生活を送るためのサービスや活動の充実

高齢者の中でも特に後期高齢者は、「慢性疾患や複数の疾病を持つ」、「要介護状態になるリスクが高い」等の特徴があります。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などを受けて、日頃から生活習慣病やフレイルの予防、健康づくりに取り組むことの必要性が高まっています。高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービスにつなげるコーディネート機能の充実を図るとともに、医療専門職によるアドバイスを効果的に取り入れ、データを活用した PDCA サイクルに沿った介護予防の取組を推進します。

また、医療や介護が必要な高齢者が、できる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面で、医療と介護が連携していく必要があります。在宅医療・介護連携推進事業の成果が現れ始めたこの流れを途切れさせることなく、引き続き関係機関等と連携し、多職種の協働による医療・介護の一体的な提供を推進します。

さらに、高齢者のニーズに応じて、安心して暮らせる住まいや生活に係る福祉サービス等の一体的な供給に取り組みます。

計画の体系「3 介護予防・健康づくりの充実・推進と安全安心の生活の確保」、「6 介護保険制度の円滑な運営」へ

主要な取組

◇ 生活支援体制整備事業の推進（計画体系3 - (1) - ③）

高齢者の在宅生活を支えるため、地域資源の開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングに努めるとともに、三鷹市内と周辺地域にある高齢者を対象とした医療機関、介護サービス事業所、地域資源（通いの場等）の情報をインターネットで検索し入手することができる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行います。

また、地域ケアネットワークや地域福祉コーディネーター等、地域における多様な関係者とのネットワークの構築を図り、生活支援コーディネーターの活動の充実を図ります。

◇ 在宅医療・介護連携の推進（計画体系3 - (2) - ③、6 - (2) - ①）

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療、福祉、介護等の関係機関の連携を推進し、看取りや認知症への対応強化を図り、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。

(3) 支え合い、助け合い、頼り合える、誰にでも優しい地域共生社会の実現

高齢者の在宅生活の意向は高く、それを支える重層的な支援体制の構築が必要です。

三鷹市でも一人暮らしの高齢者が増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式に取り組む環境においては、地域の見守りや支え合い、助け合いの一層の強化が必要とされています。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進を図るとともに、支え合いの仕組みである「地域ケアネットワーク」等の推進を図ります。

また、地域のボランティアをはじめ、住民主体のサービスの担い手となる人財を発掘し、支え合い、助け合い、頼り合える地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

計画の体系「4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進による地域共生社会の実現」へ

主要な取組

◇ 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展（計画体系4 - (1) - ①）

「コミュニティ創生」の取組の一つとして、7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク」については、各ケアネットが取り組む居場所づくりや相談、見守り、支え合いや地域交流・多世代交流など、地域の特性に応じた多様な活動の充実を支援するとともに、今後の事業展開については、各ケアネットが主体性をより発揮できるよう、各ケアネット、関係機関及び関係団体の方々と運営体制の充実を含めた効果的な事業の在り方等を協議・検討します。

コロナ禍においては、創意工夫を凝らしながら各地域ケアネットワークの活動を推進します。

(4) 認知症の理解に基づいた、差別や排除のない地域文化の醸成

高齢者実態調査では、「認知症になってもその人の意思を尊重できる」という肯定的な回答が多く寄せられた一方で、認知症になったときの生活に不安を感じていることがうかがえる回答も多くありました。今後、更なる高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が想定される中、認知症の早期発見・早期対応のための体制強化や、認知症サポーター、ボランティア、地域住民による見守りネットワークの構築等、認知症施策の充実が求められています。

認知症は誰もがなる可能性があります。認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域を目指し、認知症を正しく理解し本人やその家族を支え、差別や排除されることなく安心して生活できる認知症施策を推進します。

計画の体系「5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進」へ

主要な取組

◇ 地域の連携による認知症高齢者への支援（計画体系5 - (1) - ①）

認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、若年性認知症患者を支援するため、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等との連携を図ります。

◇ 認知症の人本人とその家族への支援（計画体系5 - (1) - ③）

認知症高齢者を介護する家族を対象に、日頃の悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。

また、認知症高齢者を地域で支える環境づくりのために、認知症サポーターとチームオレンジの構築に取り組むとともに、地域において認知症高齢者を見守る体制づくりを進めます。

(5) 介護保険制度の円滑な運用と十分なサービスを提供するための人財の確保

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年(2025 年)には、要介護認定者が現在の約 1.14 倍の 8,941 人程度になることが想定され、さらに令和 22 年(2040 年)には、現役世代が急減する一方、要介護認定者が現在の約 1.47 倍の 11,546 人程度になると想定されています。

要介護認定者の増加に対応した必要な介護サービスが提供できるよう、介護サービス及びその基盤の充実に努めるとともに、介護保険制度が持続可能性を確保しながら円滑に運営されるよう、介護・福祉ニーズの適切な把握、介護給付の適正化、介護サービスの質の向上等に取り組みます。

要介護認定者の増加に伴い、介護人財が加速度的に不足することも予想されます。介護人財の確保に向けて、介護人財確保の支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境整備の支援、介護職の魅力向上の支援等を行うとともに、介護人財の研修拠点の整備と介護職員支援制度の充実、介護現場の業務効率化による職員の負担軽減の支援等を推進します。

コロナ禍における介護サービス事業者への支援については、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、引き続き関係機関との連携のもと、取り組みます。

計画の体系「6 介護保険制度の円滑な運営」へ

主要な取組

◇ 介護人財の研修拠点等の整備と研修の充実（計画体系 6 - (5) - ①）

旧どんぐり山施設を活用し、福祉人財育成及び介護サービス事業者支援のための拠点を整備します。

◇ 離職防止・定着促進支援（計画体系 6 - (5) - ②）

介護サービス事業者と連携を図り、介護の仕事に携わる人財が長く働ける環境の整備に取り組みます。

◇ 介護人財確保の支援（計画体系 6 - (6) - ①）

介護サービス事業者と連携を図りながら、介護人財確保等の状況を把握し、効果的な支援策について検討します。また、介護人財の裾野を広げる取組を行うとともに、外国人材の受入支援、潜在的介護人財の復職・再就職支援等を行うことにより、多様な介護人財の確保につなげます。

◇ 介護ロボット等の活用による業務改善支援（計画体系 6 - (7) - ①）

介護サービス事業者に対し、介護ロボット、センサー及び ICT の活用を支援することで、介護の質を維持しながら効率的な業務運営を実現し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

3 計画の体系

【大項目】

【中項目】



【小項目】

①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

①「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進

①「介護保険事業計画」の策定と推進

①高齢者就業支援事業の推進

①生きがい活動の支援・充実 ②生涯学習、市民スポーツ活動の推進

①地域福祉の担い手としての活動支援

①早期からの健康づくり・フレイル予防の推進 ②介護予防・生活支援サービスの充実 ③生活支援体制整備事業の推進 ④市民による介護予防や認知症予防の取組の支援

①自立生活支援サービスの充実 ②家族介護者への支援と介護離職防止 ③在宅医療・介護連携の推進 ④地域包括ケア会議の充実 ⑤「在宅医療・介護の推進拠点、モデル施設」の整備

①バリアフリーのまちづくりの推進 ②心のバリアフリーの推進 ③多様な住まいの誘導・促進

①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展 ②災害時避難行動要支援者支援事業等の推進 ③地域交流・多世代交流の推進 ④買物環境の整備 ⑤避難所運営体制の強化

①地域における身近な総合相談窓口の充実 ②地域の関係機関の連携強化 ③地域における福祉人財の養成と活動支援 ④NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携 ⑤地域共生社会に向けた包括的支援

①地域の連携による認知症高齢者への支援 ②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実 ③認知症の本人とその家族への支援

①権利擁護センターみたかの運営の充実 ②成年後見制度の推進 ③高齢者虐待防止の充実 ④高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

①介護保険事業の円滑な運営 ②介護・福祉ニーズの適切な把握 ③給付適正化の推進 ④要介護認定の公平性の確保 ⑤適正な保険料の設定

①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③介護予防・生活支援サービスの整備 ④地域包括支援センター機能の充実 ⑤高齢者の住まいの安定的な確保

①在宅サービス基盤の充実 ②施設等サービス基盤の充実 ③共生型サービスの普及・啓発

①第三者評価事業の推進と支援 ②介護サービス事業者に対する指導監査等 ③事業者情報の提供・公開の促進 ④介護保険事業者連絡協議会との連携及び介護サービス事業者の支援

①介護人財の研修拠点等の整備と研修の充実 ②離職防止・定着促進支援 ③処遇改善支援

①介護人財確保の支援 ②元気高齢者の参入促進支援 ③介護職の魅力向上支援 ④外国人介護人財の受入支援

①介護ロボット等の活用による業務改善支援 ②文書負担軽減支援

①介護保険制度の改善要請

①保健・医療・福祉の連携 ②関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画（イメージ図）

今後、高齢化が進んでいく中で、高齢者一人ひとりが、健康であっても、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して、自分らしい生活を継続していくために、地域における支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組みます。

また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体（医療機関、介護保険サービス事業所、ボランティア団体、市民団体、NPO法人、地域の企業等）が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支え合い、助け合い、頼り合える地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指します。

